

業務委託契約書

委託業務の名称 山形統合ダム管理課外自家用電気工作物保安管理業務委託

委託期間 令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 まで

業務委託料 年額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

委託料の内訳は支払額一覧表のとおり

契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額とする。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

頭書業務の委託について、委託者 山形県村山総合支庁建設部 山形統合ダム管理課長 ○○○を発注者とし、受託者 ○○○○○○○○○○を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、「委託仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託契約の終期（以下「履行期限」という。）までに当初の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施し、その結果（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとする。

2 前項の「委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

（委託業務の遂行場所）

第2条 受注者は、委託業務を次の場所において遂行するものとする。

場 所	施設名
山形県山形市小白川町 4-10-7	山形統合ダム管理課
山形県上山市大字川口地内	前川ダム管理所
山形県上山市大字藤吾字烏帽子片山 1634-4	高ウカ無線中継局
山形県東根市大字泉郷元後沢地内	白水川ダム管理所
山形県東根市大字泉郷元後沢地内	白水川ダム発電所
山形県東根市大字観音寺字高岡山 3040-1	高岡無線中継局
山形県山形市大字上宝沢地内	蔵王ダム管理所
山形県山形市大字上宝沢地内	蔵王ダム発電所
山形県天童市大字山口字薪山地先	留山川ダム管理所

（対象自家用電気工作物の概要）

第3条 契約対象自家用電気工作物の概要は別表1のとおりとする。

（委託業務の内容）

第4条 受注者は、発注者の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を誠実に実施するものとする。

2 受注者が定期的実施する保安管理業務（以下「定例業務」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者は、対象とする自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の維持及び運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検及び測定・試験を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について発注者に指示又は助言を行うものとする。
 - (2) 受注者は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある連絡を発注者から受けた場合において、受注者は、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を発注者に指示するとともに、事故発生原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行うものとする。
 - (3) 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立会いを行うものとする。
- 3 受注者が定期的に行う点検の頻度は次のとおりとする。ただし、冬季積雪等のため交通不能となる場合は、この限りでない。
- (1) 月次点検 需要設備 1 か月 1 回、発電所 1 か月 2 回
 - (2) 年次点検 1 年 1 回
 - (3) 臨時点検 必要の都度
- 4 冬期間に事故出動の必要があり、積雪等のために交通が困難な場合は、発注者と受注者の協議により、必要な交通手段の確保を行うものとする。
- 5 冬期積雪等の交通不能によって月次点検を行わなかったことに起因する損害については、受注者は発注者に対し賠償の責めを負わないものとする。
- 6 受注者が行う定例業務以外の保安管理業務（以下「定例外業務」という。）は、次の各号とおりにする。
- (1) 受注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成及び手続きの助言を行うものとする。
 - (2) 電気工作物の設置、改造等の工事について、発注者の通知を受けて、保安規程等に定めるところにより、工事期間中の巡視、点検を行い、必要に応じそのとるべき措置を発注者に指示又は助言するものとする。なお、工事期間中の巡視、点検の頻度は毎週 1 回以上とする。
 - (3) 電気工作物の関する工事が完成した場合には、保安規程等に定めるところにより、竣工検査を行い、必要に応じその取るべき措置について発注者に指示又は助言するものとする。
 - (4) 非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合に、点検及び検査を行い、運転に必要な指導を行うものとする。
- 7 保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、発注者は、巡視、点検及び測定・試験を発注者又は発注者の従業者、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門知識及び技術を有する者に行わせるものとする。これに関し、発注者は実施について受注者に連絡するものとし、受注者はその記録を確認し、発注者に対し必要な助言を行うものとする。
- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラ

一、昇降機及び昇降路内の設備等

- (2) 取扱いが特殊性のため専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
- (3) 高所にある配線、機器等及び稼働中の工作機械等の付近の配線、機器等で、点検を実施することが危険を伴う場合
- (4) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域等に設置された機器等
- (5) 業務上の都合等発注者の事由（情報管理、衛生管理、機密管理）で、発注者が立ち入りできない金庫室、新生児室等に設置された機器等
- (6) 事業場外で仕様されている可搬型機器
- (7) 発電設備のうち、電気設備以外の部分

8 保安管理業務のうち、次の例示のような場所にあつては、漏れ電流測定等により点検を実施するものとする。ただし、漏れ電流測定等による点検の結果、電気工作物に危険が予想される場合にあつては、発注者は受注者が直接目視点検等の必要な点検を可能とする手段を講じるものとする。また、この場合において発注者が第三者に点検を依頼する場合は、これを受注者に連絡するものとし、受注者はその記録を確認し、発注者に対し必要な助言を行うものとする。

- (1) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器及び密閉場所等
- (2) 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

（保安業務担当者等）

第5条 受注者は電気工作物の保安管理業務を担当する保安業務担当者及び当該保安業務担当者が必要に応じ指示して保安管理業務の一部を実施させる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって発注者に知らせるものとする。

- 2 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行して、発注者に対し身分を明らかにするものとし、発注者は、受注者が通知した保安業務担当者等本人であることを確認するものとする。
- 3 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

（連絡責任者等）

第6条 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受注者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」という。）を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に原則として立

ち合わせるものとする。

(発注者の責務)

第7条 発注者は、保安規程に定めるとおり、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、技術基準に適合しない事項に関して、受注者がそのとるべき措置について指示又は助言した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

2 発注者は、連絡責任者等に保安のための巡視を行わせ、その結果について必要に応じ受注者に連絡するものとする。

3 発注者は、電気工作物の所在地及びその周辺で、有毒ガスの発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等、又はそのおそれが生じた場合には、受注者に速やかにその旨を通知するものとする。

4 発注者は、受注者が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

5 発注者は、保安管理業務の結果について、保安業務担当者等から報告を受け、その実施者及び点検結果を確認し保存するものとする。

(業務遂行上の義務)

第8条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

(従事者の管理)

第9条 受注者は、従事者の管理について一切の責任を負う。

2 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。

(秘密の保持等)

第10条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第11条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第12条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第13条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第14条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第16条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

3 受注者は、必要がある場合には、発注者に対し労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う委託料の変更について申出を行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。

(契約の解除)

第17条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。

(4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

6 発注者は、翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

（談合等に係る契約解除）

第18条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律

第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律 (平成 12 年法律第 130 号) 第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(事故発生の通知)

第 19 条 受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(業務完了報告等)

第 20 条 受注者は、月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。この場合において、業務完了報告書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときには、その日から起算して 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。

(委託料の支払)

第 21 条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対し別紙支払額一覧表に掲げる月額請求書を提出するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第 22 条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第 21 条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、その責めに帰する理由により第 20 条第 2 項に規定する期間内に検査をしな

いときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第 21 条第 2 項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

(発注者の履行追完請求権等)

第 23 条 成果品がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から 1 年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(履行遅滞違約金)

第 24 条 受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

(履行不能の場合の措置)

第 25 条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(疑義についての協議)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

発注者 山形県山形市小白川町四丁目 10 番 7 号
山形県村山総合支庁建設部
山形統合ダム管理課長 ○○○○

受注者 (住所又は所在地)
(氏名又は名称及び代表者氏名)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限りに、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。